



第147回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月26日(水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風 (本社 厚生館)

決議事項

- **第1号議案** 取締役8名選任の件
- **第2号議案** 監査役1名選任の件
- **第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
- **第4号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- **第5号議案** 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

株式会社 松風

証券コード：7979

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を
2019年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年6月4日

代表取締役社長

根来紀行



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

目次

■ 第147回定時株主総会招集ご通知……………	2	■ 事業報告……………	29
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類……………	53
第1号議案 取締役8名選任の件……………	3	■ 計算書類……………	55
第2号議案 監査役1名選任の件……………	7	■ 監査報告書……………	57
第3号議案 補欠監査役1名選任の件……………	8		
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件 ……	9		
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への 対応方針の継続の件 ……	11		

第147回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2019年 6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 株式会社 松 風（本社 厚生館）
京都市東山区福稲上高松町11番地

会議の 目的事項

報告事項：①第147期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件

②第147期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項：第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- 本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。また、ご出席くださいますようお願い申し上げます。株主のみならずみなさまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役 根來紀行、藤島 亘、近持貴之、山崎文孝、出口幹人、村上和彦、鈴木基市及び西田憲司の8氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、8名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

ね ごと

根來

のり ゆき

紀行

(1956年3月9日生)

所有する当社の株式の数

57,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長（代表取締役）
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員（現在）
2008年6月	常務取締役研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長		

<候補者とした理由>

根來紀行氏は、当社入社以来、研究開発部門に所属し、様々な新製品の開発に関与するほか、研究開発・技術・生産担当役員として実績を重ねてまいりました。社長（代表取締役）就任後は、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮しております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

ふじ しま
藤島

わたる
亘

(1954年8月26日生)

所有する当社の株式の数

31,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年3月	当社入社	2015年4月	専務取締役 (代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2009年4月	財務部長	2015年6月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2011年6月	執行役員財務部長	2016年4月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当
2012年6月	常務取締役財務・人事・総務・ 総合企画担当	2018年6月	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当 (現在)
2013年6月	常務取締役財務・人事・総務・ ネイル事業担当		
2014年6月	専務取締役 (代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当		
2014年12月	専務取締役 (代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼財務部長兼ネイル事業部 長		

<候補者とした理由>

藤島亘氏は、当社入社以来、管理部門の担当役員を務めるほか、ネイル事業の担当役員として実績を重ねてまいりました。また、近年は代表取締役としての重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任

ちか もち
近持

たか し
貴之

(1955年9月11日生)

所有する当社の株式の数

35,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2015年6月	取締役常務執行役員マーケティ ング担当
2007年6月	取締役東京支社長	2017年6月	取締役専務執行役員営業・ マーケティング・国際担当
2009年10月	取締役営業部長	2018年4月	取締役専務執行役員営業・ マーケティング担当 (現在)
2011年6月	上席執行役員営業部長		
2012年6月	取締役マーケティング担当		

<候補者とした理由>

近持貴之氏は、当社入社以来、営業部門に所属し、現在は営業・マーケティング担当役員として、重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

再任

やま ぎき ふみ たか
山崎 文孝 (1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数 20,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2013年 6月	取締役総合企画担当
2008年 4月	総合企画部長	2015年 6月	取締役常務執行役員総合企画担当 (現在)
2011年 6月	執行役員総合企画部長		

<候補者とした理由>

山崎文孝氏は、当社入社以来、管理部門・総合企画部門に所属し、現在は総合企画担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

再任

で ぐち みき と
出口 幹人 (1955年9月19日生)

所有する当社の株式の数 23,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3月	当社入社	2014年 6月	取締役研究開発・技術・生産担当
2009年 4月	研究開発部長	2015年 6月	取締役常務執行役員研究開発・技術・生産担当 (現在)
2011年 6月	執行役員研究開発部長		
2013年 4月	執行役員技術部長		
2013年 6月	執行役員技術部長兼ネイル事業部担当部長		

<候補者とした理由>

出口幹人氏は、当社入社以来、研究開発部門に所属し、技術部門を経て、現在は研究開発・技術・生産担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

再任

むら かみ かず ひこ
村上 和彦 (1958年4月26日生)

所有する当社の株式の数 16,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2017年 6月	取締役常務執行役員国際部長
2011年 4月	国際部長	2018年 4月	取締役常務執行役員国際担当 (現在)
2015年 6月	執行役員国際部長		

<候補者とした理由>

村上和彦氏は、当社入社以来、財務部門を経て海外営業部門に所属し、現在は国際担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員

すず き き いち
鈴木 基市 (1949年5月23日生)

所有する当社の株式の数 13,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	三井東圧化学株式会社入社	2013年4月	三井化学株式会社取締役
2003年6月	三井化学株式会社執行役員		(2013年6月退任)
2007年4月	三井化学株式会社常務執行役員		三井化学アグロ株式会社代表取締役会長
2007年6月	三井化学株式会社常務取締役		
2009年6月	三井化学株式会社専務取締役	2015年4月	三井化学アグロ株式会社相談役 (2017年6月退任)
2012年4月	三井化学株式会社取締役専務執行役員	2015年6月	当社取締役 (現在)

<社外取締役候補者とした理由>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。
鈴木基市氏は、経営者としての豊富な経験を有していることから、その経験に基づく幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。
鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役4年であります。

候補者番号

8

再任

社外取締役

独立役員

にし だ けん じ
西田 憲司 (1947年5月5日生)

所有する当社の株式の数 17,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年7月	監査法人中央会計事務所入所 (1982年5月退所)	2001年6月	当社監査役
1975年12月	公認会計士登録	2015年6月	当社取締役 (現在)
1982年5月	西田憲司公認会計士事務所開設 (現在)		

<社外取締役候補者とした理由>

西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。
西田憲司氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
西田憲司氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役14年、社外取締役4年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ています。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 神本満男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

かみもと みつお
神本 満男 (1947年5月21日生) 所有する当社の株式の数 1,600株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

再任	1970年10月	監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2008年9月	神本公認会計士事務所開設（現在）
社外監査役	1973年7月	公認会計士登録	2009年6月	エレコム株式会社社外監査役（2017年6月退任）
独立役員	1990年5月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2015年6月	当社監査役（現在）
	2002年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）理事・大阪事務所所長（2008年6月退任）		

<社外監査役候補者とした理由>

神本満男氏は、社外監査役候補者であります。

神本満男氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

神本満男氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役4年であります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は神本満男氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は神本満男氏を当社の独立役員として同取引所に届け出しています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

お ほん まさ とし
小原 正敏 (1951年4月25日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

再任	1979年4月	弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きつかわ法律事務所) 入所 (現在)	2010年4月	大阪市立大学法科大学院非常勤 講師 (現在)
			2017年4月	大阪弁護士会会長 (2018年3月退任)
社外監査役	1986年8月	ニューヨーク州弁護士登録	2018年1月	帝人フロンティア株式会社取締役 (社外) (現在)
独立役員	2004年4月	大阪市立大学法科大学院特任教 授 (民事法担当) (2010年3月退任)		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 小原正敏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
4. 小原正敏氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5. 小原正敏氏は、2019年6月25日付で、沢井製薬株式会社の社外取締役に就任する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、現行の株式報酬型ストックオプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、本定時株主総会の時点において、対象取締役は6名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役又は執行役員の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、本割当契約において別途定めるところによる。

(3)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、野村證券株式会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を継続しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとなっております。

本議案は、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続すること（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）について、当社定款第40条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

現対応方針からの変更点は、「当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報が不十分と認められる場合において、追加的に情報提供を求める際の期限の上限を60日に設定した」ほか、所要の修正その他文言の整理等を行っております。

なお、本対応方針の継続時の企業価値検討委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとして）又は、
 - (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
- 各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 提案の理由

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1922年に設立以来、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、歯科治療や歯科技工に用いられる材料や機器の開発に取り組み、時代に先駆けた製品の提供と、歯科医療レベル向上への貢献をテーマに事業領域を拡大し、当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

そもそも当社グループの企業価値の源泉は、①研究開発力及び新製品開発力、②研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、③少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、④志の高い優秀な人材、⑤「生活の医療」を支える当社グループの存在自体にあると考えております。

歯科材料は、医療機器としての安全性や有効性に加え、より自然に近いという審美性、患者様の負担を軽減するための臨床での操作性、また健康保険適用製品が多いという性格上求められる経済性等の要素を高い次元でバランスさせることが必要となります。

このような製品の研究・開発は、当社自身の取組みは無論のこと、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士といった歯科医療関係者、あるいは歯科教育機関との強力なネットワーク、歯科業界でも最高水準の研究設備を導入した研究所、製品情報・医療技術情報等を当社独自の会員組織等に対して発信する研修施設などのインフラストラクチャが有機的に結合した結果、創造できるものと考えております。このように創業当初から研究者や教育機関と一体となって研究を重ねた過程で培った研究開発力及び新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャは、全ての企業価値の源泉であるといえます。

歯科医療に使用される材料・機器については、患者様一人ひとりの症例に適応する必要があるため、多品種生産から生まれる一つひとつの製品の品質管理が極めて重要となります。また同時に、医療機器を取り扱う企業として、関連法規制の下、製品や品質の有効性・安全性が求められます。当社グループは、創業以来、長い歴史の中で培ってきた高度なノウハウ、最先端の設備機器、天然の歯の機能と美しさに対する飽くなき追求を志とする優秀な人材といった当社グループ固有の財産の一つひとつが力となり、有効性と安全性を兼ね備えた最高品質の製品を世界中の人々にお届けしております。

当社グループは、世界中の人々の「健康への入口」となる歯科医療に貢献する企業として、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識した経営に努めており、「松風（しょうふう）」ブランドは上場企業としての社会的信用や長年にわたる歯科事業での実績を通して、株主の皆様、国内外の取引先様、その他ステークホルダーとの揺るぎない信頼関係を構築しております。当社グループは、こうした信頼関係を基礎として国内特約店や海外拠点を通じた強固な流通網を築き、業界のリーディング・カンパニーとして国内外に先進の歯科器材を提供できる体制を確立しております。また、当社グループが歯科事業で培ってきた技術を活かすべく、ネイル材料や工業用研磨材の分野にも積極的に進出しております。

健康な白い歯が輝く世界中の笑顔のために、これからも当社グループは幅広い製品で世界の歯科医療に貢献し続け、さらに社会から信頼される経営基盤を維持、向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、先に掲げた当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者においては、株主の皆様判断のためには、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、Ⅱをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

Ⅱ 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、Ⅰで述べた当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らし、大規模買付行為が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

Ⅰで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、大規模買付行為に対する最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

2. 企業価値検討委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、企業価値検討委員会を設置します。企業価値検討委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。企業価値検討委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ 4. (1)をご参照ください。）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記Ⅱ 3. (2)をご参照ください。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅱ 4. (2)ア. をご参照ください。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記Ⅱ 4. (1)から(4)をご参照ください。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず企業価値検討委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、企業価値検討委員会が、大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記Ⅱ 4. (2)イ. をご参照ください。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

企業価値検討委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値検討委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

企業価値検討委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1)情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会での検討を開始するものといたします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2)取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合又は情報提供期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、企業価値検討委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、企業価値検討委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値検討委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(3)株主総会決議

企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記Ⅱ 4. (2)ア. (a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様ご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後又は情報提供期間の満了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ①本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ②本株主総会の決議は、法令及び当社定款第41条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

- ④当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様適切にご判断をいただけるように説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主の皆様は株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合で、かつ対抗措置の発動が相当であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買取者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 対抗措置の不発動の勧告

企業価値検討委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、企業価値検討委員会は、いったん対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものといたします。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、企業価値検討委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえで前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記Ⅱ 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、企業価値検討委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以 上

別紙 1

企業価値検討委員会委員略歴

本対応方針継続時の企業価値検討委員会の委員は、以下の3名であります。

小原正敏（おはら まさとし）

【略歴】

1951年生

1976年3月 早稲田大学法学部卒業

1979年4月 弁護士登録

吉川総合法律事務所（現 きっかわ法律事務所）入所 現在に至る

1986年8月 ニューヨーク州弁護士登録

2004年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授（民事法担当）（2010年3月退任）

2005年6月 当社監査役補欠者 現在に至る

2010年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 現在に至る

2017年4月 大阪弁護士会会長（2018年3月退任）

2018年1月 帝人フロンティア株式会社取締役（社外） 現在に至る

小原正敏氏は当社補欠監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西田憲司（にしだ けんじ）

【略歴】

1947年生

1971年3月 神戸大学経営学部卒業

1972年7月 監査法人中央会計事務所入所（1982年5月退所）

1975年12月 公認会計士登録

1982年5月 西田憲司公認会計士事務所開設 現在に至る

2001年6月 当社監査役

2015年6月 当社取締役 現在に至る

西田憲司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

酒見 康史 (さけみ やすし)

【略 歴】

1958年生

1982年3月 明治大学法学部卒業

1991年4月 弁護士登録

1993年4月 酒見哲郎法律事務所（現 酒見法律事務所）入所 現在に至る

2004年6月 当社監査役 現在に至る

2009年10月 シーシーエス株式会社社外取締役

2016年8月 シーシーエス株式会社社外取締役（監査等委員）

2018年7月 シーシーエス株式会社監査役 現在に至る

2019年3月 オプテックスグループ株式会社社外取締役 現在に至る

酒見康史氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

企業価値検討委員会の概要

1. 設置

企業価値検討委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

企業価値検討委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値検討委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値検討委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

企業価値検討委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

企業価値検討委員会の決議は、原則として、現任の企業価値検討委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会の決議は、企業価値検討委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、企業価値検討委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

企業価値検討委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、企業価値検討委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企

業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問した事項

また、企業価値検討委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会にお

いて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

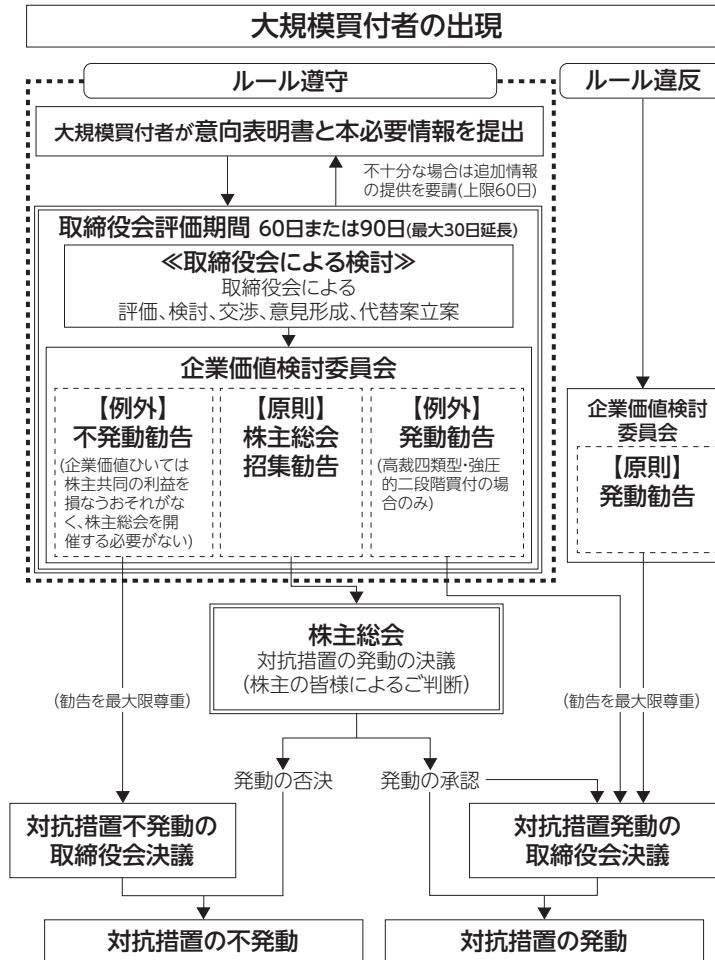
- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以 上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本招集通知11頁～27頁及び当社の2019年5月9日付プレスリリースをご参照ください。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の堅調な経済成長に牽引され、全体としては緩やかな成長を維持しましたが、米中を中心とした貿易摩擦の動向、英国のEU離脱交渉の停滞といった不安定な国際情勢など、世界経済の不確実性の高まりもあり、先行き不透明な状況が続きました。国内経済については、各地で相次いで発生した自然災害の影響が一時的にあったものの、企業収益や雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に、緩やかながらも回復基調で推移しました。

当歯科業界におきましては、歯科医療のデジタル化の進展により、CAD/CAM関連市場は世界規模で成長を続けているものの、市場環境の変化に伴って業界全体における競争が激化するなど、当社を取り巻く事業環境は厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループは2018年4月から新たな第三次中期経営計画をスタートさせ、国内事業の基盤強化と海外事業の拡大を基本戦略として、今後の成長に向けた積極的な施策を推進してまいりました。具体的には、欧州市場での売上拡大を図るため、生産能力・生産効率の向上を目的にドイツのMerz Dental GmbHが新工場を建設しました。また、ブラジル市場において現地販売子会社を通じた本格的な販売活動を開始したほか、インド市場で販売体制の拡充を図るなど、成長が見込める新興国市場での販売基盤の強化に向けた取組みを展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、249億15百万円と過去最高を更新し、前年同期比8億84百万円(3.7%)の増収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により、18億14百万円と前年同期比3億16百万円(21.1%)の増益となりました。

経常利益は、為替の影響などにより増益幅は縮小したものの、17億9百万円と前年同期比1億43百万円(9.2%)の増益となりました。

税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は、12億1百万円と前年同期比3億23百万円(36.9%)の増益となり、過去最高益を更新いたしました。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、歯科用象牙質接着材「松風ビューティボンドユニバーサル」や歯科用多目的超音波治療器「エアフロー プロフィラキス マスター」を市場投入しました。これらの新製品に加え、CAD/CAM関連製品などの機械器具類が好調に推移しましたが、厳しい市場環境の影響により、人工歯類をはじめ主力製品群が苦戦を強いられ、前年同期比減収となりました。

海外におきましては、米国を中心に診療系材料の化工品類が売上に貢献するとともに、中国を含むアジア地域で人工歯類が好調に推移するなど、海外の各地域で売上が増加し、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、224億46百万円と前年同期比9億99百万円(4.7%)の増収となり、販売費及び一般管理費が増加したものの、営業利益は17億97百万円と前年同期比3億87百万円(27.5%)の増益となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル業界におきましては、市場は緩やかながらも成長を続けておりますが、ユーザーの低価格志向が根強く、業界全体での価格競争は厳しい状況が続いております。

国内におきましては、「L・E・D GEL Presto」をはじめ主力のジェルネイル製品が売上に寄与するとともに、ユーザーのニーズに対応するため、ジェルネイル製品の小容量化・低価格化に取り組んだ結果、前年同期比増収となりました。

海外におきましては、米国においてSNSの活用や著名なネイリストを起用したプロモーション活動により売上は堅調に推移しましたが、台湾において競合他社との競争が激化し、前年同期比減収となりました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、23億72百万円と前年同期比1億13百万円(4.6%)の減収となり、利益面は経費削減に努めたものの、営業損失5百万円と前年同期比69百万円の減益となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社松風プロダクツ京都において、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。その他の事業の売上高は、96百万円と前年同期比1百万円(1.9%)の減収となり、営業利益は16百万円と前年同期比1百万円(8.0%)の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、14億3百万円であります。その主なものは、Merz Dental GmbHにおける新工場及び新倉庫の建設に伴う工事費用3億46百万円でありませ

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の様況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の様況

① 企業集団の営業成績及び財産の様況の推移

区 分	期 別	第144期	第145期	第146期	第147期 (当期)
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売 上 高(百万円)		22,975	22,305	24,031	24,915
経 常 利 益(百万円)		1,393	1,141	1,565	1,709
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		789	836	877	1,201
1株当たり当期純利益		49円43銭	52円61銭	55円20銭	75円54銭
総 資 産(百万円)		28,305	28,853	30,890	30,161
純 資 産(百万円)		21,500	22,296	24,157	24,383

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

② 当社の営業成績及び財産の様況の推移

区 分	期 別	第144期	第145期	第146期	第147期 (当期)
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売 上 高(百万円)		15,507	14,999	15,741	16,267
経 常 利 益(百万円)		2,028	746	960	893
当 期 純 利 益(百万円)		1,744	497	810	757
1株当たり当期純利益		109円21銭	31円28銭	51円00銭	47円64銭
総 資 産(百万円)		24,451	24,846	26,662	25,560
純 資 産(百万円)		19,194	19,830	21,309	21,285

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国の財政・金融政策の動向のほか、貿易政策をめぐる対立、英国のEU離脱問題、中国経済の減速の影響など不透明な要因はあるものの、全体としては引き続き緩やかな成長が続くことが予想されます。

歯科業界におきましては、国内市場はCAD/CAM関連製品の需要増加が見込めるものの、製品のコモディティ化や低価格化は一層進展していくことが予想されます。一方、海外市場は、新興国を中心に経済成長や生活水準の向上により、歯科医療の需要拡大が期待されるものの、メーカーや流通などの業界再編が進み、企業間競争は激しさを増すものと考えております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、“あるべき姿”として連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向け、引き続き以下の項目を重点課題に掲げて取り組んでまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網の整備
- ③販売拠点の整備
- ④国内外学術ネットワークの構築
- ⑤生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑥海外人材育成・確保
- ⑦資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑧M&A推進（事業提携・技術提携、事業買収）

第三次中期経営計画の二年目にあたる2019年度は、当社グループの成長を確かなものにするため、諸施策に対してスピード感を持って着実に実行してまいります。

具体的には、デンタル関連事業では、世界市場をターゲットにした製品及び各地の中間層・ボリュームゾーンに向けた製品の開発を推進するとともに、グローバルな需要に対応できる効率的な生産体制を構築してまいります。国内においては、提案型の営業活動の強化により新規顧客の掘り起こしを行うほか、セミナーなどの販売促進活動の充実に努めてまいります。また、海外においては、新製品の投入と積極的な拡販活動を展開するとともに、各国の薬事規制に応じた販売体制の整備・拡充を図ってまいります。

ネイル関連事業におきましては、主力のジェルネイル製品のラインアップの充実に取り組み、国内外でのブランド力の向上に繋げてまいります。

その他の事業におきましては、既存顧客への販売強化と同時に、新規顧客の開拓に向けた取り組みを展開し、事業の拡大に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（アメリカ）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（イギリス）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		NAIL LABO INC.（アメリカ）
台湾娜拉波股份有限公司（台湾）		

(注) 2019年4月1日付で京都営業所を開設しました。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,168名	44名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
439名	4名増	43.65歳	17.87年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者 (9名) を含んでおります。
 2. 上記の従業員数には、臨時従業員 (108名)、当社からの出向者 (17名) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 京都銀行	561百万円
株式会社 滋賀銀行	156百万円
株式会社 三井住友銀行	78百万円
三井住友信託銀行株式会社	78百万円
日本生命保険相互会社	100百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発並びに製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料・機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料・機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	100,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料・機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品・機器の製造及び輸出入並びに販売
NAIL LABO INC.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品・機器の輸出入並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品・機器の輸出入並びに販売

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
三井化学株式会社	1,800	11.31
株式会社京都銀行	712	4.47
日本生命保険相互会社	646	4.06
株式会社滋賀銀行	602	3.78
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	448	2.81
松風社員持株会	393	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	367	2.31
三井住友信託銀行株式会社	364	2.28
株式会社SCREENホールディングス	330	2.07
株式会社中央倉庫	313	1.97

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
 2. 当社は、自己株式を211千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
 ② 発行済株式の総数 16,114,089株
 ③ 株主数 11,471名（前期末比1,182名増）
 ④ 株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
 該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (2011年6月28日)	79個	普通株式 7,900株	1個当たり 67,000円	1株当たり 1円	2011年7月15日 ～2041年7月14日
第2回新株予約権 (2012年6月27日)	129個	普通株式 12,900株	1個当たり 76,500円	1株当たり 1円	2012年7月14日 ～2042年7月13日
第3回新株予約権 (2013年6月26日)	155個	普通株式 15,500株	1個当たり 79,900円	1株当たり 1円	2013年7月18日 ～2043年7月17日
第4回新株予約権 (2014年6月26日)	190個	普通株式 19,000株	1個当たり 84,900円	1株当たり 1円	2014年7月16日 ～2044年7月15日
第5回新株予約権 (2015年6月25日)	155個	普通株式 15,500株	1個当たり 121,500円	1株当たり 1円	2015年7月15日 ～2045年7月14日
第6回新株予約権 (2016年6月28日)	140個	普通株式 14,000株	1個当たり 132,500円	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
第7回新株予約権 (2017年6月27日)	171個	普通株式 17,100株	1個当たり 123,900円	1株当たり 1円	2017年7月20日 ～2047年7月19日
第8回新株予約権 (2018年6月26日)	166個	普通株式 16,600株	1個当たり 128,500円	1株当たり 1円	2018年7月19日 ～2048年7月18日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役（社外取締役を除く）については取締役の地位を、執行役員（取締役を兼務しない者）については執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	50個	5,000株	1名
	第2回新株予約権	96個	9,600株	3名
	第3回新株予約権	104個	10,400株	4名
	第4回新株予約権	143個	14,300株	5名
	第5回新株予約権	108個	10,800株	6名
	第6回新株予約権	99個	9,900株	6名
	第7回新株予約権	125個	12,500株	6名
	第8回新株予約権	122個	12,200株	6名

(3) 当事業年度中に当社執行役員（取締役を兼務しない者）に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
執行役員	第8回新株予約権	44個	4,400株	7名

Ⅳ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根 来 紀 行		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 島 巨	財務・人事・総務・ネイル事業担当	
取 締 役 専務執行役員	近 持 貴 之	営業・マーケティング担当	
取 締 役 常務執行役員	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常務執行役員	出 口 幹 人	研究開発・技術・生産担当	
取 締 役 常務執行役員	村 上 和 彦	国際担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士
常 勤 監 査 役	長 畑 喜 代 志		
常 勤 監 査 役	青 柳 隆 雄		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 オプテックスグループ株式会社 社外取締役 シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 神本満男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
 6. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

7. 当期中の取締役の異動

(1) 2018年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
近持 貴之	取締役 専務執行役員 営業・マーケティング担当	取締役 専務執行役員 営業・マーケティング・国際担当
村上 和彦	取締役 常務執行役員 国際担当	取締役 常務執行役員 国際部長

(2) 2018年6月26日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
藤島 亘	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当

8. 当期中の監査役の異動

(1) 2018年6月26日開催の第146回定時株主総会において、新たに青柳隆雄氏が監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 2018年6月26日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、南部敏之氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	岩崎 聡	アジア販売子会社担当 松風歯科器材貿易(上海)有限公司 董事長
上席執行役員	早川 雄一	ネイル事業部長
上席執行役員	中嶋 義和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻井 寿紀	生産部長
執行役員	寺本 真也	人事部長
執行役員	高見 哲夫	営業部長兼東京支社長
執行役員	梅田 隆宏	財務部長

10. 当期末後の執行役員の変動

2019年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
高見哲夫	執行役員 営業部長	執行役員 営業部長兼東京支社長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8人 (2人)	232,440千円 (18,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	44,328千円 (9,624千円)
合計 (うち社外役員)	13人 (4人)	276,768千円 (27,624千円)

(注) 1. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、株式報酬型ストック・オプションとして取締役6名に対して付与した新株予約権15,629千円を含めております。

2. 上記の人数には、2018年6月26日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	オプテックスグループ株式会社	社外取締役	当社とオプテックスグループ株式会社の間には特別な関係はありません。
		シーシーエス株式会社	監査役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会20回	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会20回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会20回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会16回	
神本満男	取締役会20回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会16回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は16回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施するものとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員又は社員に報告を求めることができる。監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いは受けないものとする。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じて子会社の取締役、社員等から報告を受ける。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を取締役に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年限や保存方法を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程、ガイドラインを制定するほか、コンプライアンス及び情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対抗措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は20回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、並びに取締役会から委嘱を受けた事項その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、関係会社管理規程に基づき、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理等を行いながら企業集団としての業務の適正を図っております。また、国内外の子会社の役員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、創立100周年を迎える2022年の“あるべき姿”を見据え、その実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組みでまいります。具体的な取組みとしては、「中期経営計画」を策定し、① 地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、② 生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③ 販売網・販売拠点の整備及び構築、④ 海外展開を積極的に進めるための人材育成、確保といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを目的として、2011年6月の株主総会において取締役の員数を大幅に削減するとともに、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を導入しております。取締役8名の

うち2名は独立社外取締役であります。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必

要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2016年6月28日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であって

も、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する2016年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、2019年5月15日開催の取締役会決議により、当年度末日（2019年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり15円とさせていただきます。なお、2018年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり23円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

Ⅸ. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,890	買掛金	669
受取手形及び売掛金	3,354	1年内返済予定の長期借入金	849
有価証券	5	未払法人税等	242
商品及び製品	4,347	役員賞与引当金	42
仕掛品	911	その他	2,016
原材料及び貯蔵品	949	流動負債合計	3,820
その他	574	固定負債	
貸倒引当金	△58	長期借入金	125
流動資産合計	14,975	繰延税金負債	999
固定資産		退職給付に係る負債	222
有形固定資産		その他	610
建物及び構築物	2,859	固定負債合計	1,957
機械装置及び運搬具	707	負債合計	5,778
土地	2,147	(純資産の部)	
建設仮勘定	617	株主資本	
その他	767	資本金	4,474
有形固定資産合計	7,100	資本剰余金	4,576
無形固定資産		利益剰余金	12,589
のれん	274	自己株式	△231
その他	857	株主資本合計	21,409
無形固定資産合計	1,132	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産		その他有価証券評価差額金	2,797
投資有価証券	6,026	為替換算調整勘定	△196
繰延税金資産	98	退職給付に係る調整累計額	239
退職給付に係る資産	530	その他の包括利益累計額合計	2,841
その他	311	新株予約権	118
貸倒引当金	△13	非支配株主持分	14
投資その他の資産合計	6,953	純資産合計	24,383
固定資産合計	15,186	負債純資産合計	30,161
資産合計	30,161		

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,915
売上原価		10,469
売上総利益		14,445
販売費及び一般管理費		12,631
営業利益		1,814
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当	95	
受取費用	124	
その他	153	
		382
営業外費用		
支払利息	8	
当主割当	162	
社主催会費	159	
為替差	55	
その他	100	
		487
経常利益		1,709
税金等調整前当期純利益		1,709
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	△18	
当期純利益		1,196
非支配株主に帰属する当期純利益		△4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,201

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,130	買掛金	728
受取手形	221	1年内返済予定の長期借入金	849
売掛金	2,921	リース負債	1
商品及び製品	2,079	未払金	370
仕掛品	498	未払費用	602
材料及び貯蔵品	612	未払法人税等	104
前払費用	97	預り金	27
その他の流動資産	348	役員賞与引当金	42
貸倒引当金	△1	その他の流動負債	111
流動資産合計	7,907	流動負債合計	2,838
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	125
建物	1,456	リース負債	0
構築物	59	長期預り保証金	323
機械・装置	378	長期未払金	196
車両運搬具	0	繰延税金負債	790
工具器具備品	344	固定負債合計	1,436
土地	1,614	負債合計	4,274
リース資産	2	(純資産の部)	
建設仮勘定	125	株主資本	
有形固定資産合計	3,981	資本金	4,474
無形固定資産		資本剰余金	4,576
ソフトウェア	48	資本準備金	4,576
その他無形固定資産	6	利益剰余金	
無形固定資産合計	55	利益準備金	1,118
投資その他の資産		その他利益剰余金	260
投資有価証券	5,928	配当準備金	9
関係会社株	6,869	固定資産圧縮積立金	740
関係会社長期貸付金	495	別途積立金	7,421
従業員長期貸付金	14	利益剰余金合計	9,549
差入保証金	46	自己株式	△231
役員退職積立金	58	株主資本合計	18,369
前払年金費用	199	評価・換算差額等	
その他の投資資金	16	その他有価証券評価差額金	2,797
貸倒引当金	△13	評価・換算差額等合計	2,797
投資その他の資産計	13,615	新株予約権	118
固定資産合計	17,652	純資産合計	21,285
資産合計	25,560	負債純資産合計	25,560

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,267
売上原価	8,910
売上総利益	7,356
販売費及び一般管理費	6,889
営業利益	467
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	467
受取費用	114
受取技術料	109
貸倒引当金戻入	2
その他	152
	852
営業外費用	
支払利息	8
支店主割当金	162
当社主催会費	149
為替差	44
その他	61
	426
経常利益	893
税引前当期純利益	893
法人税、住民税及び事業税	131
法人税等調整額	4
当期純利益	136
	757

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2018年4月1日から2019年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役	長 畑 喜 代 志	㊟
常勤監査役	青 柳 隆 雄	㊟
社外監査役	酒 見 康 史	㊟
社外監査役	神 本 満 男	㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図



会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
本社 厚生館

交通機関

▶京阪電車をご利用の場合

鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分

▶JR奈良線をご利用の場合

東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分

▶京都駅より

タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車

▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より

京都市バス 南5系統 月輪下車



※駐車スペースに限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。